

社会的養護の仕組みの特徴

【社会的養護の仕組みの特徴】

- 社会的養護は、子どもを守るべき保護者が子どもを守ることが難しい状況になったときに、子どもを公の責任の下で保護する仕組み
- 措置制度により、都道府県等の事業として行われている。また、財源は、措置費(国庫負担2分の1)となっている。
 - ・(予算)児童入所施設措置費等 約813億円(平成22年度)

	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	母子生活支援施設、助産施設
対象者	要保護児童	児童の福祉に欠ける母子、経済的に困難な妊産婦
利用方式	措置制度 (自立援助ホームは行政への申込決定)	行政への申込決定
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所)	都道府県、市、福祉事務所設置町村(福祉事務所)
財源	措置費(国庫負担2分の1)	措置費(国庫負担2分の1)

〈1〉利用方式… 措置制度等

- ① 社会的養護では、親がいない、親が虐待を行っているなどで、親による利用契約ができない又は不適當な場合等に利用されるため、行政による措置の方式をとっている。
- ② どのような施設等で、どのような保護・支援を受けることが子どもにとって最善か、行政(児童相談所等)が専門的知見に基づいて決定する仕組み。

(注) 次の施設は、利用者の判断が可能なため措置制度ではないが、支援等の観点から行政への申し込み決定の仕組みをとる

・「母子生活支援施設」→ 母子での利用に当たり、子どもに虐待がないかの確認や、DV被害者が遠隔地に避難するための広域利用の調整などで、福祉事務所が関与

・「助産施設」→ 生活困窮者への支援等とともに、福祉事務所が関与

・「自立援助ホーム」→ 児童養護施設等を退所した年長児童等に対し、児童相談所が継続的に支援

〈2〉実施主体… 都道府県、指定都市等(児童相談所)

- ① 社会的養護が必要な子どもは、自分自身のニーズを十分に表現できず、親のニーズと相反する場合もあるという特性があり、児童相談所において、多くの専門職がチームとしてかわり、専門的知見を集約させて総合的に支援方法を決定している。子ども・親双方へのケースワークや両者の関係調整、親が指導に従わない場合の介入、子どもの発達に応じた定期的フォローも実施。
- ② 施設等の数が少なく、施設等が都道府県等の単位で広域的に利用されている。
- ③ 対象の子ども・家庭が少なく(人口1万人当たり措置児童数は3.2人。年間新規は0.9人)、都道府県等の単位で広域的に対応している。これにより、ノウハウの蓄積も可能となっている。

(注) 「母子生活支援施設」「助産施設」については、生活保護の受給や就労支援など、福祉事務所が有する専門的ケースワークと連携するため、市や福祉事務所設置町村でも実施している。

〈3〉財政方式… 措置費等(国庫負担2分の1)

- 公的責任において一定水準の保護・支援を確保している。

3 子ども・子育て施策の現行の行政計画における社会的養護の位置付け

○ 社会的養護の施策は、子ども・子育て施策に関する現行の国・都道府県の行政計画において、重要な柱の一つとして盛り込まれている。

	少子化社会対策基本法	次世代育成支援対策推進法 (平成26年度までの時限立法)
国	○施策の大綱の策定(第7条) ・子ども・子育てビジョン(平成22年 1月29日閣議決定) →社会的養護の体制整備の数値目標 を記載	○行動計画策定指針の策定(第7条) →都道府県計画・市町村計画の内容につ いて、要保護児童への対応、社会的養 護体制の充実について記載
都道府県	—	○都道府県行動計画の策定(第9条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →平成20年の法改正で、「保護を要する 子どもの養育環境の整備」について計 画に盛り込むよう明記され、施策の必要 量も記載
市町村	—	○市町村行動計画の策定(第8条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →要保護児童対策地域協議会による取組 み等、要保護児童への対応等につい ても記載

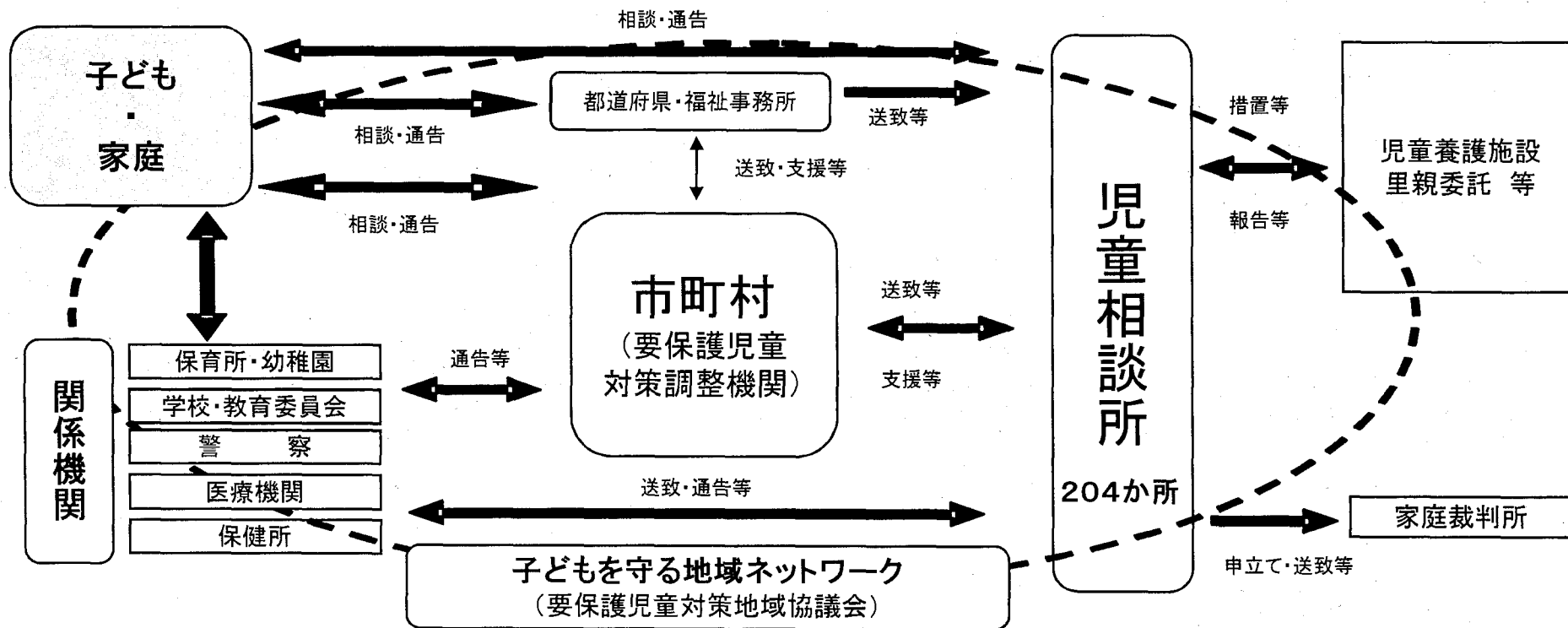
子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)における社会的養護施策に関する数値目標

事業名		現状(平成20年度)	目標(平成26年度)	
社会的養護	要保護児童の支援			
	児童養護施設	567か所	610か所	
	地域小規模児童養護施設	171か所	300か所	
	情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所	
	小規模グループケア	446か所	800か所	
	里親等委託率	10.4%	16%	
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所	
	養育里親登録者数(専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯	
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯	
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		54か所	160か所
	地域の家庭の支援			
	児童家庭支援センター	71か所	120か所	
	ショートステイ	613か所	870か所	

4 社会的養護に関する市町村の施策

(1) 要保護児童対策地域協議会等

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「養育支援訪問事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等が法定化された。



(2) 子育て短期支援事業

○ 児童養護施設等を利用した一般子育て施策(市町村事業)として、「子育て短期支援事業」が実施されている。

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- ・保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度637か所(交付決定ベース)

② 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

- ・保護者が仕事その他の理由により平日の夜間や休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度330か所(交付決定ベース)

(3) 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所

○ 平成16年の児童虐待防止法改正法に基づき、虐待防止の観点から保育の実施が必要な児童については、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

○ 平成14年の母子寡婦福祉法改正法に基づき、母子家庭及び父子家庭についても、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
(保育所への入所に関する特別の配慮)

第28条 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

【社会的養護体制の充実のための取り組み】

- 社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取り組みが進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正及び予算の取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
 - より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
 - 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
- ⇒当面の課題について、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で検討